九州エリアの需給バランス制約による再生可能エネルギー発電設備(自然変動電源)の出力抑制における公平性の検証結果

～２０２５年度実施分～

２０２６年１１月１１日
電力広域的運営推進機関

目次

１．はじめに

２．公平性検証の位置づけ

３．検証内容

４．予め定められた手続

５．出力抑制の公平性評価

６．検証結果

(参考1) 2025年度の抑制実績

(参考2) 出力制御の公平性の確保に係る指針（令和8年4月資源エネルギー庁）

(参考3) 業務規程、送配電等業務指針

九州電力送配電が、2025年4月から2026年3月に、九州エリア(離島を除く)で実施した需給バランス制約による再生可能エネルギー発電設備（自然変動電源）（以下、「再エネ」という。）の出力抑制について、本機関にて、業務規程第180条第1項の規定に基づき、出力抑制に関する公平性を検証したため、その結果を公表する。

本機関は、九州エリア(離島を除く)において一般送配電事業者が自然変動電源の出力抑制を行った場合には、

1．再エネの出力抑制に関する指令を行った時点で予想した需給状況
2．優先給電ルールに基づく抑制・調整（下げ調整力確保）の具体的内容
3．再エネの出力抑制を行う必要性
4．年間を通じて、太陽光・風力に対し公平に出力抑制が行われたかどうか

の検証を行い、結果を公表することとしている。
今回は、４の出力抑制の実績に対し、太陽光・風力事業者間の公平性の検証を行った。

2025年度の出力抑制実績(合計129日)

実施年月	2025年									2026年			2025年度
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
抑制実績日数	22	20	8	2	–	1	5	17	4	12	14	24	129
検証結果 公表サイト	https://www.occto.or.jp/oshirase/shutsuryokuyokusei/index.html												

3．検証内容（１／３）

本機関は、「出力制御の公平性の確保に係る指針」（資源エネルギー庁、以下「指針」という。）、送配電等業務指針（以下、「業務指針」という。）、及び九州電力送配電から受領した「九州エリアにおける出力制御対象事業者の選定」の資料から、九州電力送配電の出力抑制が予め定められた手続に沿って公平に行われたか否かの検証を行った。

① 出力抑制は予め定められた手続に沿って行われたこと

・当該一般送配電事業者が審議会等で示した手続きに基づいて行われているか。

② 指針に定められた公平性の考え方に基づいた以下の評価項目のとおり出力抑制を実施したこと

・①で示した、事業者毎（注１）または事業者グループ毎の抑制日数（注２）の差は、年度単位で（注３）抑制の機会が公平となるように（注４）順番に出力抑制を実施することから、１日以内となっているか。

・上記について、一般送配電事業者によるオンラインでの制御が可能な再エネ発電事業者（以下、「オンライン制御事業者」）と、オンラインでの制御が不可能な再エネ発電事業者（以下、「オフライン制御事業者」）のうち、自ら手動による出力制御を実施する事業者（以下、「オフライン（手動）制御事業者」）、本来行うべき出力制御をすべてオンライン制御事業者が代理制御する事業者（以下、「オフライン（代理）制御事業者」）毎に、公平性を遵守（注５）できているか。

・2022年度からのオンライン代理制御による同一出力抑制ルール内の公平性の考え方は下記のとおり。

・A:オフライン（手動）制御事業者間
⇒従来のオフライン制御事業者と考え方に相違はない。

・B:オフライン（代理）制御事業者間
⇒各事業者間の代理制御回数に基づき、出力制御の機会が均等となるように代理制御を実施する。

・C:オンライン制御事業者間
⇒出力制御回数（本来制御＋代理制御）が均等になる場合において、 本来制御・代理制御もともに均等になるよう代理制御を実施する。

・D:オフライン（手動）制御事業者とオフライン（代理）制御事業者間
⇒オフライン（手動）制御事業者の制御回数とオフライン（代理）制御事業者の代理制御回数について、出力制御の機会が均等となるように出力制御を実施する。ただし、両者の出力制御機会に差が生じても、手続上の公平性が担保されている場合には、公平性に反することとはならないものとする。

・E:オンライン制御事業者とオフライン（手動/代理）制御事業者間
⇒オンライン制御事業者の出力制御回数のうち代理制御を除いて本来行うべきであった制御回数とオフライン（手動/代理）制御事業者の（手動/代理）制御回数について、出力制御の機会が均等となるように出力制御を実施する。また、両者の出力制御機会に差が生じても、手続上の公平性が担保されている場合には、公平性に反することとはならないものとする。

（注１）～（注５）については次頁に記載

3．検証内容（２／３）

・ハイブリッド運用時の代理制御について、オフライン(ハイブリッド)制御事業者に係る公平性の考え方は下記のとおり。

A‘：オフライン（ハイブリッド）制御事業者間

⇒各事業者間の代理制御と実制御の合計回数に基づき、出力制御の機会が均等となるように代理制御を実施する。なお、代理制御と実制御を同日実施する場合もあるが、合計回数に基づき、機会の均等を行うため、公平性に反しないものとする。

D‘：オフライン(ハイブリッド)制御事業者とオフライン（代理）制御事業者間

⇒オフライン（ハイブリッド）制御事業者の代理制御と実制御の合計回数とオフライン（代理）制御事業者の代理制御回数について、出力制御の機会が均等となるように出力制御を実施する。ただし、両者の出力制御機会に差が生じても、手続上の公平性が担保されている場合には、公平性に反することとはならないものとする。

E‘：オンライン制御事業者とオフライン（ハイブリッド）制御事業者間

⇒オンライン制御事業者の実制御回数のうち代理制御を除いて本来行うべきであった制御回数とオフライン（ハイブリッド）制御事業者の代理制御と実制御の合計回数について、出力制御の機会が均等となるように出力制御を実施する。この際、オンライン制御事業者間では、実制御回数（本来＋代理）によって出力制御の機会が均等となるようにしているが、オフライン制御事業者との出力制御の機会が均等については、本来行うべきであった制御回数による点に留意が必要である。また、両者の出力制御機会に差が生じても、手続上の公平性が担保されている場合には、公平性に反することとはならないものとする。

③　指針に定められた各出力抑制ルール間の公平性

・旧ルール・新ルール事業者についてそれぞれの出力制御上限（年間30日、360時間又は720時間)に、達するまでは「旧ルール・新ルール・無制限・無補償ルール」（注２）　間、および「太陽光・風力」間に対して、出力制御の機会が均等となるように制御されているか。

・無制限・無補償ルール事業者が年間30日等の上限を超えて出力抑制を行う場合は、旧ルール・新ルール事業者が可能な限り出力制御上限まで出力制御されているか（注６）。

（注１）事業者毎とは、事業者が所有する発電所単位を指す。

（注２）抑制日数の定義

旧ルール（太陽光）　：年間30日　　旧ルール（風力）　：年間30日※1

新ルール（太陽光）　：年間360時間※1　新ルール（風力）　：720時間※1 ※2

無制限・無補償ルール（太陽光）：無制限※1　　無制限・無補償ルール（風力）：無制限※1 ※2

※１　旧ルール事業者の制御日数が年間30日に到達するまでは、旧ルール太陽光と同じ交替制御による日数管理

※２　JWPA方式(等価時間管理による一律制御)への移行が完了するまでは、旧ルール風力と同じ交替制御による日数管理

（注３）年度単位で機会均等を行うことができない場合、複数年度で公平性を確保することを許容する。

（注４）機会の公平性を確認するため、前日指示に従わない事業者や当日に抑制指示解除をした事業者は当該抑制日のカウントから除外することが適切であるため、抑制指示日数ではなく、抑制実績日数で評価する。

（注５）再エネ全体の出力制御量低減の観点から、オンライン制御事業者の制御機会がオフライン制御事業者より少ない場合であっても、公平性に反することにはならない。

（注６）出力制御量確保の必要性から、日数制御及び時間制御が適用される再エネ発電事業者は、上限まで出力制御を行わない場合があっても、公平性に反することにはならないものとする。

九州電力送配電は、「第９回系統ＷＧ」（2016年11月25日開催）において、太陽光発電事業者及び風力発電事業者に対し、以下の方法で出力抑制を行うことを公表した。

〔出力制御対象事業者の年間制御日数が30日上限に到達するまで（ケース①）〕

o太陽光の旧ルールと指定ルールの公平性確保の観点から、両事業者を区別せず、制御が必要な日毎に出力制御対象事業者を順次交代する制御方法により、年度単位で、両事業者の制御日数が同等となるよう調整を行う。（※１）（※２）

o指定ルール太陽光事業者の制御は、基本として遠隔制御システム導入後は必要時間、必要制御量に応じた一律制御(注1)とするが、旧ルール太陽光事業者との公平性等を考慮し、必要な時間、停止とする。

（※１）　無制限・無補償ルール事業者は無制限・無補償であるが、年間制御日数が30日に到達するまでは、両事業者間の制御機会の公平性確保の観点から、指定ルール(無制限・無補償ルール)適用の事業者についても旧ルール適用の事業者と同様に交替制御及び日数管理を行うことを、「出力制御の公平性の確保に係る指針」に基づき公表した。

（※２）　事業者を順次交代する制御を基本としているが、第９回系統ＷＧにて公表した「想定誤差を考慮した運用方法（オンライン事業者による追加制御）」を行うことにより、オンライン事業者に対する制御の機会が増加することへの対応は、年度単位で制御日数が同等となるよう調整することとしている。

風力については、全ての事業者が「等価時間管理による一律制御」に移行していないことから、太陽光と同様の交替制御及び日数管理を行うこととしている。

〔第９回系統ＷＧ資料抜粋〕

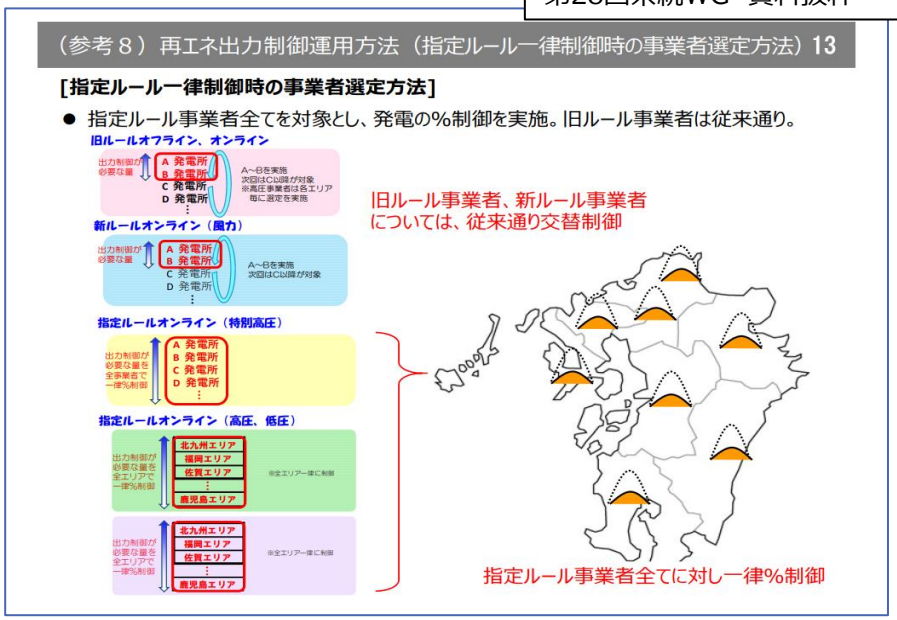
o風力事業者についても、太陽光と同様に交替制御を実施する。具体的には必要時間、必要制御量に応じた一律制御(注1)を基本とするが、全ての発電事業者が等価時間管理による一律制御に移行するまでは、太陽光指定ルール事業者と同様に必要な時間、停止とする。(※３)

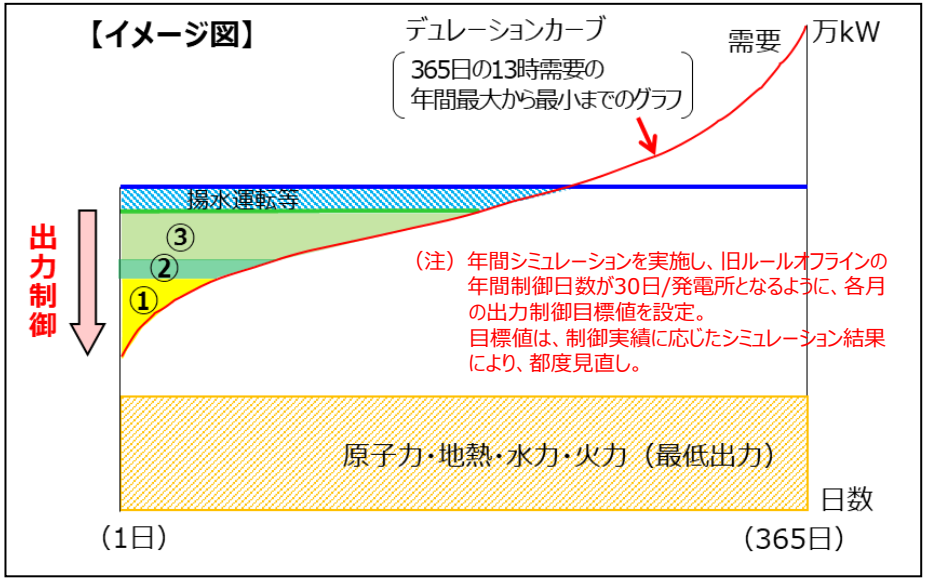
（※３）　ＪＷＰＡ方式移行前であり、１日のカウント方法も太陽光と同じ。（スライド６参照。）

4．予め定められた手続（３／６）

指定ルール(無制限・無補償ルール)については、「第２８回系統ＷＧ」（2020年12月11日開催）において、再エネ接続量の増加により、2021年度の出力制御の見通しが、旧ルール事業者の出力制御上限30日を超える見込みとなったことから、指定ルール(無制限・無補償ルール)事業者を一律%制御とすることを公表し、2021年度より運用を開始している。

第28回系統WG　資料抜粋





[指定ルール(無制限・無補償ルール)一律制御時の具体的な運用の考え方]

①前日段階で指令が必要な旧ルール（オフライン）事業者は、当日の天候悪化等による太陽光下ブレ時の不要な制御を極力回避するため、必要制御量が大きい日（イメージ図①）に優先して、年間制御日数が30日となるよう制御量を配分。（配分量は制御実績を反映しながら、都度調整）

②旧ルール（オンライン）事業者については、年間制御日数上限30日を最大限に活用しながら、現行どおり必要な時間に交替制御。（イメージ図②）

③無制限・無補償ルール（オンライン）事業者は、前日配分したオフライン制御量 以上の制御が必要となった場合（イメージ図③）に、一律制御（追加制御）を実施

４．予め定められた手続（４／６）

九州電力送配電は、「第35回系統ＷＧ」（2021年12月15日開催）において、2022年度12月から導入するオンライン代理制御の運用について、以下の方法で出力抑制を行うことを公表した（ハイブリッド運用）。

○九州電力送配電では、旧ルール500kW以上についても、基本的にはオンライン代理制御を行うこととし、オンライン制御のみでは制御量が不足する場合に限り、実制御（本来制御）を実施することとしている。

〔第35回系統ＷＧ資料抜粋〕

3　九州本土におけるオンライン代理制御　7

（１）具体的な運用方法

- 九州本土においては、オフライン事業者のオンライン化が着実に進展してきたことから、基本的にはオンライン制御のみで出力制御を目指す運用を志向する。
- ただし、ＧＷや年末年始などの軽負荷期において、オンライン制御のみでは制御量が不足する場合に限り、旧ルール500kW以上オフライン事業者の実制御（本来制御）を実施※する。

※　旧ルール500kW以上オフライン事業者（下表：青枠）は、実制御（本来制御）とオンライン事業者による代理制御（被代理制御）の対象となる

ルール区分 ＼ 出力区分	旧ルール		無制限・無補償ルール
	オフライン	オンライン	オンライン
500kW以上	**基本は実制御しない（被代理制御＋本来制御※1）**	実制御する（本来制御＋代理制御）	実制御する（本来制御＋代理制御）
500kW未満 50kW以上	実制御しない（被代理制御）	実制御する（本来制御＋代理制御）	実制御する（本来制御＋代理制御）
50kW未満 10kW以上	実制御しない（被代理制御）	実制御する（本来制御＋代理制御）	実制御する（本来制御＋代理制御）
10kW未満	制御しない		制御しない※2

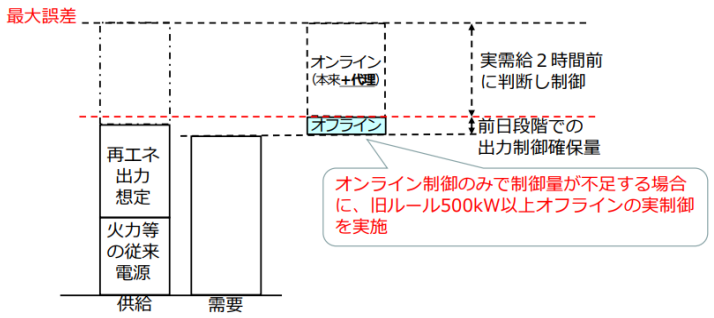
※1 オンライン制御のみでは制御量が不足する場合に限り、本来制御を実施
※2 10kW以上の制御を行った上で、それでもなお必要な場合において、10ｋＷ未満の案件に対して出力制御を行うものとする。

（つづき）3　九州本土におけるオンライン代理制御　9

[オンライン代理制御の運用方法のイメージ]

・最大誤差を考慮した制御量に対して、オンライン制御（本来制御、代理制御）を割り当て、当日の需給状況に応じて、制御を実施。

・前日時点の必要制御量に対し、オンライン制御のみでは制御量が不足する場合に、旧ルール500kW以上オフライン事業者に前日指令。



○オンライン代理制御導入後の公平性は、「本来制御回数＋被代理制御回数」を極力均等にする。
・各ルール間の公平性は下記の実績で均等となっているか。
[旧ルールオフライン] 500kW以上：被代理制御＋本来制御、500kW未満～10kW以上：被代理制御
[　〃　オンライン] 本来制御
[無制限・無補償ルール] 本来制御

〔第35回系統ＷＧ資料抜粋〕

（参考４）出力制御の機会の公平性について　17

● オンライン代理制御導入後の各ルール間の公平性については、「本来制御回数＋被代理制御回数」を極力均等にすることで確保する。（下表の水色ハッチング部分の回数を均等にする）

※旧ルールオンラインは実制御（本来制御+代理制御）の回数が均等となるように出力制御を実施。このため、旧ルールオンライン事業者間の「本来制御」回数に２回以上の差が発生する可能性（20頁参照）があるものの、精算は本来・代理の区別なく計算するため、回数差は精算に影響なし

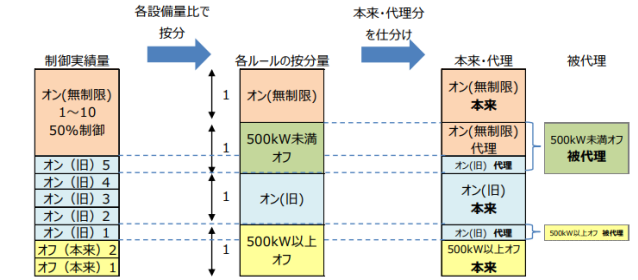
ルール区分 / 出力区分	旧ルール		無制限・無補償ルール
	オフライン	オンライン	オンライン
500kW以上	基本は実制御しない（被代理制御＋本来制御※1）	実制御する（本来制御＋代理制御）	実制御する※2（本来制御＋代理制御）
500kW未満 50kW以上	実制御しない（被代理制御）		
50kW未満 10kW以上			
10kW未満	制御しない		制御しない※3

※1 オンライン制御のみでは制御量が不足する場合に限り、本来制御を実施
※2 無制限・無補償ルールは一律%制御のため、各ルール間の公平性は、交替制御相当の換算回数（制御量が設備量に到達した時点（100%）で１回としてカウント）にて実施
※3 10kW以上の制御を行った上で、それでもなお必要な場合において、10ｋW未満の案件に対して出力制御を行うものとする

（参考４）出力制御の機会の公平性について　18

[出力制御の回数管理の考え方]

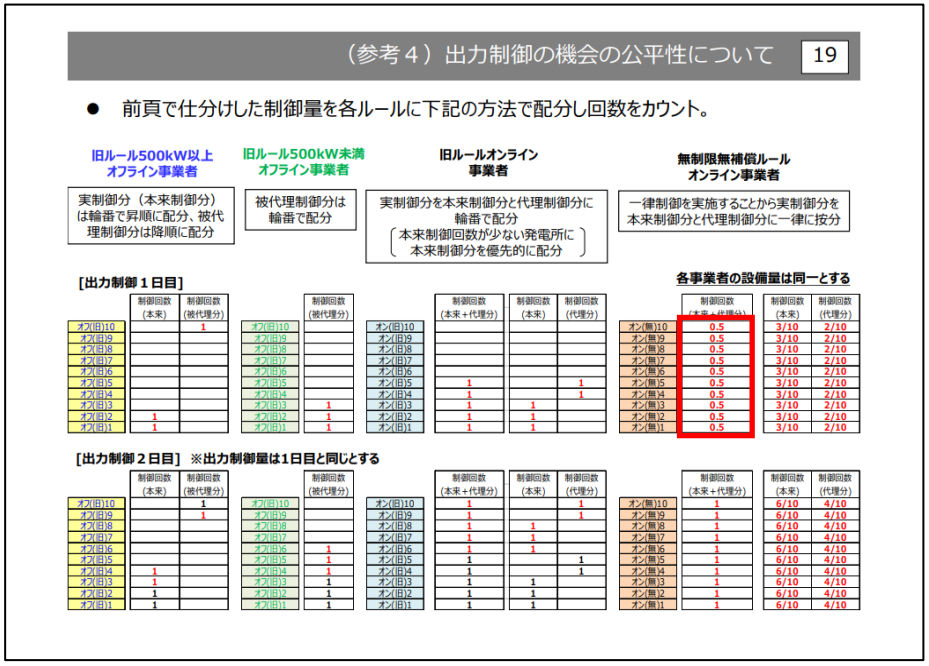
● 当日の出力制御実績量を各ルールの設備量比で按分のうえ、本来制御分と代理制御分の仕分けを実施。
(下記図は旧ルール500kW以上オフラインの実制御(本来制御)があった場合の例)



設備量割合
オフライン（500kW以上）：オフライン（500kW未満）：旧ルールオンライン：無制限無補償オンライン
=1：1：1：1

○一律制御をしている無制限・無補償ルールの制御日数は、各日の制御率※を加味して日数カウントを行う。
※無制限・無補償ルール　50%制御の場合、日数カウントは、50%×1日＝0.5日とする。

〔第35回系統ＷＧ資料抜粋〕


（参考４）出力制御の機会の公平性について　19

● 前頁で仕分けした制御量を各ルールに下記の方法で配分し回数をカウント。

旧ルール500kW以上 オフライン事業者	旧ルール500kW未満 オフライン事業者	旧ルールオンライン 事業者	無制限無補償ルール オンライン事業者
実制御分（本来制御分）は輪番で昇順に配分、被代理制御分は降順に配分	被代理制御分は輪番で配分	実制御分を本来制御分と代理制御分に輪番で配分（本来制御回数が少ない発電所に本来制御分を優先的に配分）	一律制御を実施することから実制御分を本来制御分と代理制御分に一律に按分

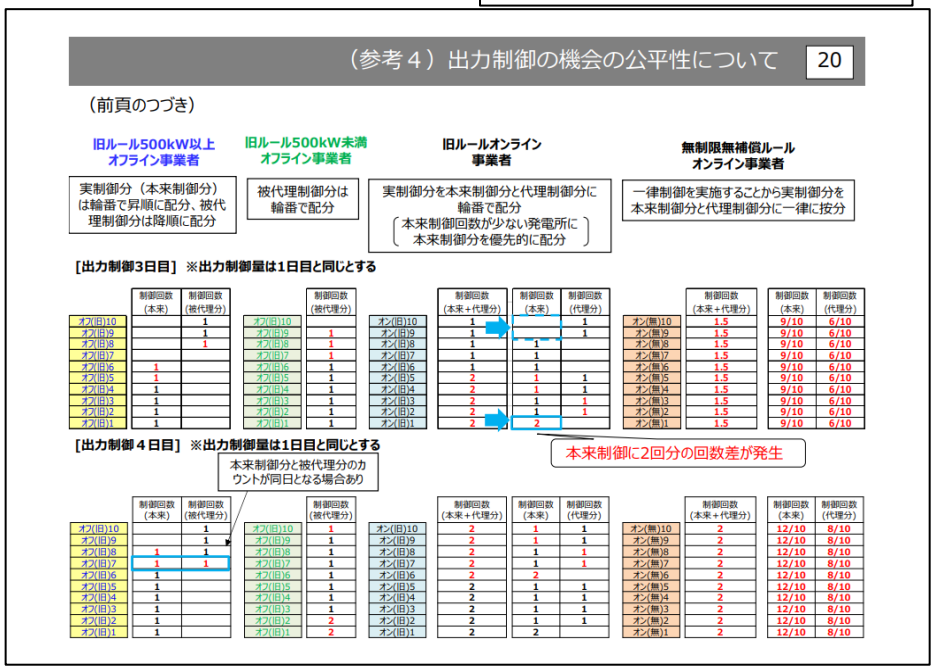
各事業者の設備量は同一とする

［出力制御１日目］

	制御回数（本来）	制御回数（被代理分）	制御回数（本来＋代理分）	制御回数（本来）	制御回数（代理分）	制御回数（本来＋代理分）	制御回数（本来）	制御回数（代理分）	
オン(旧)10		1	オン(旧)10			オン(無)10	0.5	3/10	2/10
オン(旧)9			オン(旧)9			オン(無)9	0.5	3/10	2/10
オン(旧)8			オン(旧)8			オン(無)8	0.5	3/10	2/10
オン(旧)7			オン(旧)7			オン(無)7	0.5	3/10	2/10
オン(旧)6			オン(旧)6			オン(無)6	0.5	3/10	2/10
オン(旧)5			オン(旧)5	1	1	オン(無)5	0.5	3/10	2/10
オン(旧)4			オン(旧)4	1	1	オン(無)4	0.5	3/10	2/10
オン(旧)3		1	オン(旧)3	1		オン(無)3	0.5	3/10	2/10
オン(旧)2	1	1	オン(旧)2	1		オン(無)2	0.5	3/10	2/10
オン(旧)1	1	1	オン(旧)1	1		オン(無)1	0.5	3/10	2/10

［出力制御２日目］ ※出力制御量は1日目と同じとする

	制御回数（本来）	制御回数（被代理分）	制御回数（本来＋代理分）	制御回数（本来）	制御回数（代理分）	制御回数（本来＋代理分）	制御回数（本来）	制御回数（代理分）	
オン(旧)10		1	オン(旧)10		1	オン(無)10	1	6/10	4/10
オン(旧)9		1	オン(旧)9			オン(無)9	1	6/10	4/10
オン(旧)8			オン(旧)8	1		オン(無)8	1	6/10	4/10
オン(旧)7			オン(旧)7	1		オン(無)7	1	6/10	4/10
オン(旧)6		1	オン(旧)6	1		オン(無)6	1	6/10	4/10
オン(旧)5		1	オン(旧)5	1	1	オン(無)5	1	6/10	4/10
オン(旧)4	1	1	オン(旧)4	1	1	オン(無)4	1	6/10	4/10
オン(旧)3	1	1	オン(旧)3	1		オン(無)3	1	6/10	4/10
オン(旧)2	1	1	オン(旧)2	1		オン(無)2	1	6/10	4/10
オン(旧)1	1	1	オン(旧)1	1		オン(無)1	1	6/10	4/10


（参考４）出力制御の機会の公平性について　20

（前頁のつづき）

旧ルール500kW以上 オフライン事業者	旧ルール500kW未満 オフライン事業者	旧ルールオンライン 事業者	無制限無補償ルール オンライン事業者
実制御分（本来制御分）は輪番で昇順に配分、被代理制御分は降順に配分	被代理制御分は輪番で配分	実制御分を本来制御分と代理制御分に輪番で配分（本来制御回数が少ない発電所に本来制御分を優先的に配分）	一律制御を実施することから実制御分を本来制御分と代理制御分に一律に按分

［出力制御3日目］ ※出力制御量は1日目と同じとする

	制御回数（本来）	制御回数（被代理分）	制御回数（本来＋代理分）	制御回数（本来）	制御回数（代理分）	制御回数（本来＋代理分）	制御回数（本来）	制御回数（代理分）	
オン(旧)10		1	オン(旧)10			オン(無)10	1.5	9/10	6/10
オン(旧)9		1	オン(旧)9	1		オン(無)9	1.5	9/10	6/10
オン(旧)8		1	オン(旧)8	1		オン(無)8	1.5	9/10	6/10
オン(旧)7			オン(旧)7	1		オン(無)7	1.5	9/10	6/10
オン(旧)6	1		オン(旧)6	1		オン(無)6	1.5	9/10	6/10
オン(旧)5	1		オン(旧)5	1		オン(無)5	1.5	9/10	6/10
オン(旧)4	1		オン(旧)4	1		オン(無)4	1.5	9/10	6/10
オン(旧)3	1		オン(旧)3	1		オン(無)3	1.5	9/10	6/10
オン(旧)2	1		オン(旧)2	1		オン(無)2	1.5	9/10	6/10
オン(旧)1	1		オン(旧)1	1		オン(無)1	1.5	9/10	6/10

［出力制御４日目］ ※出力制御量は1日目と同じとする

本来制御分と被代理分のカウントが同日となる場合あり

本来制御に2回分の回数差が発生

	制御回数（本来）	制御回数（被代理分）	制御回数（本来＋代理分）	制御回数（本来）	制御回数（代理分）	制御回数（本来＋代理分）	制御回数（本来）	制御回数（代理分）					
オン(旧)10		1	オン(旧)10	1		オン(無)10	2	1	1	オン(無)10	2	12/10	8/10
オン(旧)9		1	オン(旧)9	1		オン(無)9	2	1	1	オン(無)9	2	12/10	8/10
オン(旧)8	1	1	オン(旧)8	1		オン(無)8	2	1	1	オン(無)8	2	12/10	8/10
オン(旧)7	1	1	オン(旧)7	1		オン(無)7	2	1	1	オン(無)7	2	12/10	8/10
オン(旧)6	1		オン(旧)6	1		オン(無)6	2	2		オン(無)6	2	12/10	8/10
オン(旧)5	1		オン(旧)5	1		オン(無)5	2	1	1	オン(無)5	2	12/10	8/10
オン(旧)4	1		オン(旧)4	1		オン(無)4	2	1	1	オン(無)4	2	12/10	8/10
オン(旧)3	1		オン(旧)3	1		オン(無)3	2	1	1	オン(無)3	2	12/10	8/10
オン(旧)2	1		オン(旧)2	2		オン(無)2	2	1	1	オン(無)2	2	12/10	8/10
オン(旧)1	1		オン(旧)1	2		オン(無)1	2	2		オン(無)1	2	12/10	8/10

（参考）旧ルール事業者の制御回数機会を最大限活用する運用方法

○旧ルール事業者の制御回数が30回を超過する可能性があったため、2023年9月より無制限・無補償ルール事業者の抑制を優先としたことを確認した。

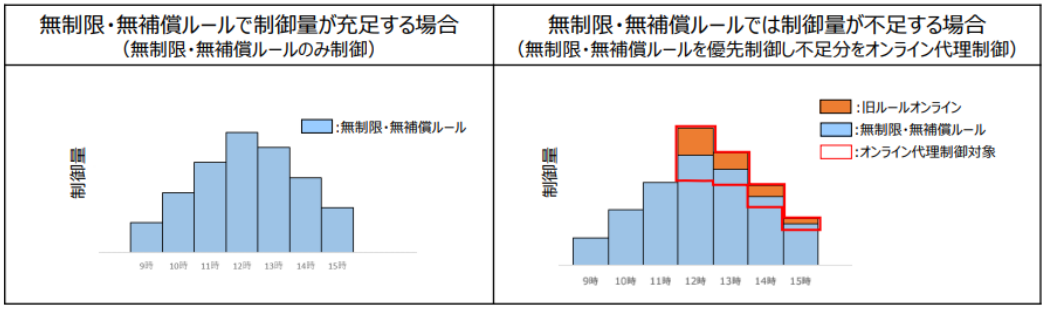
〔第50回系統ＷＧ資料抜粋〕

３．旧ルール事業者さまの制御機会を最大限活用する運用方法

9

- 九州エリアにおいて2022年12月以降、オンライン代理制御を導入。**【ベース運用】**
 各事業者さま間の公平性を確保しつつ、旧ルール事業者さまの出力制御機会30回を最大限活用※する運用を行っている。（※「出力制御の公平性の確保に係る指針」に明記）
- しかし、2023年度において、日射量増加等により**旧ルール事業者さまの制御回数が30回を超過する可能性が生じたため、無制限・無補償ルール事業者さまの制御を優先する運用**に9月から切替。**【調整運用】**　（8/3第47回系統WGにおいて説明済み）
- また、2月以降、必要制御量に対し無制限・無補償ルール事業者さまだけでは制御量が不足する場合の運用を一部見直し。（下記イメージ図参照）
- 今後、**基本はベース運用**とするが、運用実績等を踏まえた年度見通しの変動により30回を超過する可能性がある場合は、**年度途中で調整運用に柔軟に切替え**最適運用を行う。

〔2月以降の調整運用方法イメージ〕



5．出力抑制の公平性評価（公平性確認の考え方）

公平性検証にあたっては、オンライン制御事業者間及びオフライン制御事業者間での公平性が保たれていれば「オンライン／オフライン制御事業者間での抑制日数の差があっても公平性に反しているとはいえない」と定められている。

2022年度からのオンライン代理制御に伴い、A:オフライン（手動）制御事業者間、B:オフライン（代理）制御事業者間、C:オンライン制御事業者間、D:オフライン（手動）制御事業者とオフライン（代理）制御事業者間、E:オンライン制御事業者とオフライン（手動/代理）制御事業者間でそれぞれ公平に抑制されているかを検証する。

期中連系事業者を除き、前年度末に連系済みの事業者を抽出し、その事業者が年間で公平に抑制されていることをそれぞれの区分内で検証することとする。

なお、国の再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会での整理においてオフラインからオンラインへの変更が推奨されており、四国エリアで期中にオフラインからオンラインへ切り替えた事業者は2025年度で 871件※ 発生している。

これらの事業者については、期中でカテゴリーが変わった時点で、他事業者のローテーションに組み込まれるため、切替前の抑制回数に差が生じるが、30日を超えた抑制が行われていないことをもって公平性が保たれていることを確認する。

※　特別高圧太陽光1件、特別高圧風力1件、高圧太陽光48件、低圧太陽光821件

A：オフライン（手動）制御事業者間

九州エリアのオフライン（手動）制御事業者の発電所について、年間抑制日数を下図に示す。

- 旧ルール、新ルールで、「基本的」な抑制日数は26日であり、乖離がなかった。
- 抑制日数25日以下の発電所は、設備停止により抑制できなかったことが原因であることを確認した。
- 27日の発電所は、2024年度設備不具合により抑制できなかったため、2025年度で調整した結果であることを確認した。

以上から、期間を通して、オフライン（手動）制御事業者間で公平に出力抑制が行われたと評価する。

適用ルール	電圧区分	種別	オフライン（手動）制御事業者抑制日数〔抑制発電所数／全発電所数〕		
			25日以下	26日	27日
旧ルール	特高	風力	**1** ／ 12	**9** ／ 12	**2** ／ 12
	高圧		－	**13** ／ 13	－
新ルール	低圧		－	**4** ／ 4	－

B：オフライン（代理）制御事業者間

九州エリアのオフライン（代理）制御事業者の発電所について、年間抑制日数を下図に示す。
- 旧ルールで、抑制日数は26~27日となり、1日間しか乖離がなかった。

以上から、期間を通して、オフライン（代理）制御事業者間で公平に出力抑制が行われたと評価する。

適用ルール	電圧区分	種別	オフライン事業者抑制日数〔抑制発電所数／全発電所数〕	
			26日	27日
旧ルール	高圧	太陽光	**334** ／ 1326	**992** ／ 1326
	低圧	太陽光	**17868** ／ 59563	**41695** ／ 59563

C：オンライン制御事業者間（１／３）　（本来制御＋代理制御）

九州エリアのオンライン制御事業者の発電所について、旧ルールの年間抑制日数（本来制御＋代理制御）を下図に示す。

- 「基本的」な抑制日数（本来制御＋代理制御）は36～37日であり、1日間しか乖離がなかった。
- 抑制日数38日以上の高圧および低圧の発電所は、以下の理由により2024年度の抑制日数が少なくなったため、2025年度で調整した結果であることを確認した。
 - ✓年度末の出力抑制において、急激な太陽光発電出力の上振れに対応するため、速やかに制御可能な特高太陽光の出力抑制を行ったが、年度末であったため2024年度中の日数調整が困難であった。
- 抑制日数38日以上の特高の発電所は、 2024年度設備不具合により抑制できなかったため、2025年度で調整した結果であることを確認した。

適用ルール	電圧区分	種別		オンライン制御事業者抑制日数（本来制御＋代理制御）〔抑制発電所数／全発電所数〕				
				36日	37日	38日	39日	40日以上
旧ルール	特高	太陽光	本来＋代理	**52** ／ 78	**24** ／ 78	**1** ／ 78	－	**1** ／ 78
	高圧	太陽光	本来＋代理	－	－	**626** ／ 1697	**1071** ／ 1697	－
	低圧	太陽光	本来＋代理	－	－	**1272** ／ 3446	**2174** ／ 3446	－

C：オンライン制御事業者間（２／３）　（本来制御）

九州エリアのオンライン制御事業者の発電所について、旧ルール、新ルールの年間抑制日数（本来制御）を下図に示す。なお、旧ルールの太陽光について、抑制日数（本来制御＋代理制御）が「基本的」な抑制日数以外の発電所を除外している。

- 「基本的」な抑制日数（本来制御）は26～27日であり、1日間しか乖離がなかった。
- 抑制日数が28日以上の発電所については、 2024年度設備不具合により抑制できなかったため、2025年度で調整した結果であることを確認した。
- また、旧ルール、新ルールにおいて本来制御の回数が上限である30日(/年)以下であることを確認した。

以上から、期間を通して、旧ルール、新ルールのオンライン制御事業者間で公平に出力抑制が行われたと評価する。また、次項以降、オンライン制御事業者（本来制御）の「基本的」な抑制日数を26～27日として評価する。

適用ルール	電圧区分	種別		オンライン制御事業者抑制日数（本来制御）〔抑制発電所数／全発電所数〕								
				26日			27日			28日以上		
旧ルール	特高	太陽光	本来	**22**	／	78	**56**	／	78		－	
		風力	本来のみ	**2**	／	5	**2**	／	5	**1**	／	5
	高圧	太陽光	本来	**453**	／	1697	**1244**	／	1697		－	
		風力	本来のみ	**4**	／	4		－			－	
	低圧	太陽光	本来	**962**	／	3446	**2484**	／	3446		－	
新ルール	特高	風力	本来のみ	**5**	／	5		－			－	
	高圧			**9**	／	9		－			－	
	低圧			**2**	／	2		－			－	

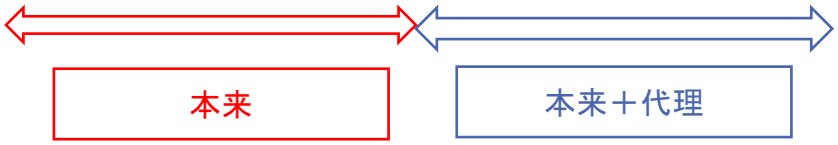
C：オンライン制御事業者間（３／３）　（無制限無補償ルール）

九州エリアのオンライン制御事業者の発電所について、無制限無補償ルールの年間抑制日数を下図に示す。

- 抑制日数は、本来制御が54～54.9日、本来制御＋代理制御は63.5日であり、1日間以下しか乖離がなかった。
- 旧ルールで上限である30日(/年)を超過する可能性があったため、無制限・無補償ルールの抑制を優先したことを確認した。

以上から、期間を通して、無制限無補償ルールのオンライン制御事業者間で公平に出力抑制が行われたと評価する。

適用ルール	電圧区分	種別		オンライン制御事業者抑制日数〔抑制発電所数／全発電所数〕	
				54日	63日
無制限無補償ルール	特高	太陽光	本来＋代理	－	**63.5日**
			(本来)	(54.9日)	－
		風力	本来のみ	**54日**	－
	高圧	太陽光	本来＋代理	－	**63.5日**
			(本来)	(54.9日)	－
		風力	本来のみ	**54日**	－
	低圧	太陽光	本来＋代理	－	**63.5日**
			(本来)	(54.9日)	－
		風力	本来のみ	**54日**	－



D：オフライン（手動）制御事業者とオフライン（代理）制御事業者間

九州エリアのオフライン（手動）制御事業者とオフライン（代理）制御事業者の発電所について、年間抑制日数を下図に示す。なお、「基本的」な抑制日数以外の事業者を除外している。

- 旧ルール、新ルールで、「基本的」な抑制日数は、オフライン（手動）制御事業者が27日、オフライン（代理）制御事業者が26~27日となり、オフライン（手動）制御事業者とオフライン（代理）制御事業者の間で1日間しか乖離がなかった。

以上から、期間を通して、オフライン（手動）制御事業者とオフライン（代理）制御事業者間で公平に出力抑制が行われたと評価する。

適用ルール	電圧区分	種別		オフライン制御事業者抑制日数〔抑制発電所数／全発電所数〕	
				26日	27日
旧ルール	特高	風力	本来	**9** ／ 9	－
	高圧	太陽光	代理	**334** ／ 1326	**992** ／ 1326
		風力	本来	**13** ／ 13	－
	低圧	太陽光	代理	**17868** ／ 59563	**41695** ／ 59563
新ルール	低圧	風力	本来	**4** ／ 4	－

E：オンライン制御事業者とオフライン（手動/代理）制御事業者間

九州エリアのオンライン制御事業者とオフライン（手動/代理）制御事業者の発電所の年間抑制日数は次のとおり。

- 旧ルール、新ルールで、「基本的」な抑制日数は、オンライン制御事業者（本来制御）が26～27日、オフライン（手動）制御事業者が26日、オフライン（代理）制御事業者で26～27日となり、1日間しか乖離がなかった。
- 無制限無補償ルールのオンライン制御事業者（本来制御）の抑制日数は54～54.9日となっているが、旧ルールのオンライン制御事業者（本来制御）で上限である30回(/年)を超過する可能性があり、無制限・無補償ルールの抑制を優先したためであることを確認した。

以上から、期間を通して、オンライン制御事業者とオフライン（手動/代理）制御事業者間で公平に出力抑制が行われたと評価する。

（参考）出力制御の公平性の確保に係る指針（令和8年4月資源エネルギー庁）

（４）経済的出力制御（オンライン代理制御）について

① 通常の代理制御

E⇒：オンライン制御事業者とオフライン（手動/代理）制御事業者間

オンライン制御事業者の出力制御回数のうち代理制御を除いて本来行うべきであった制御回数とオフライン（手動/代理）制御事業者の（手動/代理）制御回数について、出力制御の機会が均等となるように出力制御を実施する。この際、オンライン制御事業者間では、出力制御回数（本来制御＋代理制御）によって出力制御の機会が均等となるようにしているが、オフライン制御事業者との出力制御機会の均等については、本来行うべきであった制御回数による点に留意が必要である。また、両者の出力制御機会に差が生じても、手続上の公平性が担保されている場合には、公平性に反することとはならないものとする。

１．出力制御の機会の公平性の考え方について

（１）基本となる出力制御の機会の公平性の考え方

再エネ全体の出力制御量低減の観点から、一般送配電事業者によるオンラインでの制御が可能な再エネ発電事業者の制御機会が一般送配電事業者によるオンラインでの制御が不可能な再エネ発電事業者より少ない場合であっても、公平性に反することにはならないものとする。

A’：オフライン（ハイブリッド）制御事業者間

九州エリアのオフライン（ハイブリッド）制御事業者の発電所の年間抑制日数を下図に示す。

- 旧ルールで、抑制日数（本来制御＋代理制御）は26~27日であり、1日間しか乖離がなかった。

以上から、期間を通して、オフライン（ハイブリッド）制御事業者間で公平に出力抑制が行われたと評価する。

適用ルール	電圧区分	種別		オフライン制御事業者抑制日数〔抑制発電所数／全発電所数〕	
				26日	27日
旧ルール	特高	太陽光	ハイブリッド	**2** ／ 12	**10** ／ 12
	高圧	太陽光	ハイブリッド	**139** ／ 553	**414** ／ 553

D’：オフライン（ハイブリッド）制御事業者とオフライン（代理）制御事業者間

九州エリアのオフライン（ハイブリッド）制御事業者とオフライン（代理）制御事業者の発電所の年間抑制日数を下図に示す。

- 旧ルールで、抑制日数は26~27日であり、1日間しか乖離がなかった。

以上から、期間を通して、オフライン（ハイブリッド）制御事業者とオフライン（代理）制御事業者間で公平に出力抑制が行われたと評価する。

適用ルール	電圧区分	種別		オフライン制御事業者抑制日数〔抑制発電所数／全発電所数〕					
				26日			27日		
旧ルール	特高	太陽光	ハイブリッド	**2**	／	12	**10**	／	12
	高圧	太陽光	ハイブリッド	**139**	／	553	**414**	／	553
			代理	**334**	／	1326	**992**	／	1326
	低圧	太陽光	代理	**17868**	／	59563	**41695**	／	59563

E’：オンライン制御事業者とオフライン（ハイブリッド）制御事業者間

九州エリアのオンライン制御事業者とオフライン（ハイブリッド）制御事業者の発電所の年間抑制日数は次のとおり。

- 「基本的」な抑制日数は、オンライン制御事業者（本来制御）が26～27日、旧ルールのオフライン（ハイブリッド）制御事業者が26～27日であり、1日間しか乖離がなかった。
- 無制限無補償ルールのオンライン制御事業者（本来制御）の抑制日数は54～54.9日であり、乖離が発生しているが、旧ルールのオンライン制御事業者（本来制御）で上限である30回(/年)を超過する可能性があり、無制限・無補償ルールの抑制を優先したためであることを確認した。

以上から、期間を通して、オンライン制御事業者とオフライン（ハイブリッド）制御事業者間で公平に出力抑制が行われたと評価する。

（参考）出力制御の公平性の確保に係る指針（令和8年4月資源エネルギー庁）
（４）経済的出力制御（オンライン代理制御）について
②ハイブリッド運用時の代理制御
E：オンライン制御事業者とオフライン（ハイブリッド）制御事業者間
⇒オンライン制御事業者の実制御回数のうち代理制御を除いて本来行うべきであった制御回数とオフライン（ハイブリッド）制御事業者の代理制御と実制御の合計回数について、出力制御の機会が均等となるように出力制御を実施する。この際、オンライン制御事業者間では、実制御回数（本来＋代理）によって出力制御の機会が均等となるようにしているが、オフライン制御事業者との出力制御の機会が均等については、本来行うべきであった制御回数による点に留意が必要である。また、両者の出力制御機会に差が生じても、手続上の公平性が担保されている場合には、公平性に反することとはならないものとする。

１．出力制御の機会の公平性の考え方について
（１）基本となる出力制御の機会の公平性の考え方
再エネ全体の出力制御量低減の観点から、一般送配電事業者によるオンラインでの制御が可能な再エネ発電事業者の制御機会が一般送配電事業者によるオンラインでの制御が不可能な再エネ発電事業者より少ない場合であっても、公平性に反することにはならないものとする。

本機関が検証した結果、九州電力送配電が行った出力抑制は、予め定められた手続に沿って公平に行われたと判断する。

○検証を行った項目

① 出力抑制は予め定められた手続に沿って行われたこと

予め定めた手続どおり、交替で出力抑制を行っていた。

② 指針に定められた公平性の考え方に基づいた以下の評価項目のとおり出力抑制を実施したこと

A:オフライン（手動）制御事業者間、B:オフライン（代理）制御事業者間、C:オンライン制御事業者間、D:オフライン（手動）制御事業者とオフライン（代理）制御事業者間、E:オンライン制御事業者とオフライン（手動/代理）制御事業者間および、A’：オフライン（ハイブリッド）制御事業者間、D’：オフライン(ハイブリッド)事業者とオフライン（代理）制御事業者間、E’：オンライン制御事業者とオフライン（ハイブリッド）制御事業者間で抑制実績日数の差異が基本的には1日以内となっており、公平に抑制を行っていた。また、特記事項を以下に示す。

【A：オフライン（手動）制御事業者間】
→設備停止により、1件の事業者が抑制できなかったこと、2024年度の抑制日数差を2件調整したことから、乖離が発生したことを確認した。

【C：オンライン制御事業者間】
→2024年度の抑制日数差を調整したことから、乖離が発生したことを確認した。また、無制限無補償ルールの抑制日数（本来制御）が54～54.9日となったが、旧ルールの上限である30回(/年)を超過する可能性があり、無制限・無補償ルールの抑制を優先したためであることを確認した。

【E：オンライン制御事業者とオフライン（手動/代理）制御事業者間、E’：オンライン制御事業者とオフライン（ハイブリッド）制御事業者間】
→無制限無補償ルールの抑制日数（オンライン本来）は54～54.9日であり、乖離が発生しているが、旧ルールのオンライン(本来)で上限である30回(/年)を超過する可能性があり、無制限・無補償ルールの抑制を優先したことが原因であることを確認した。

③　指針に定められた各出力抑制ルール間の公平性

2025年度における計129日間の抑制において、②の特記事項の事業者を除外し検証を行った。
オンライン制御事業者では旧ルール、新ルールの抑制日数は本来制御＋代理制御が36～37日、本来制御が26～27日であり、無制限・無補償ルールの抑制日数は本来制御が54～54.9日、本来制御＋代理制御が63.5日であり、公平性は確保していたといえる。オフライン（手動）制御事業者では旧ルール、新ルールの抑制日数は26日、オフライン（代理）制御事業者では旧ルールの抑制日数は26~27日であり、公平性は確保していたといえる。

（参考1）2025年度の抑制実績

・2025年度の抑制実績は以下のとおり。

（オンライン）

2025年度　オン ライン

| 適用ルール | 電圧区分 | 種別 | 全制御対象発電所数※<ｸﾞﾙｰﾌﾟ数> | | 抑制発電所数の実績<抑制グループ数の実績> | | | | | | | | | | | | | | 抑制日数別の合計 発電所数<グループ数> | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|
| | | | | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 上期 | 下期 | 年度 | 8日 | 9日 | 10日 | 11日 | 12日 | 18日 | 26日 | 27日 | 30日 | 36日 | 37日 | 38日 | 39日 | 45日 | 54日 | 63日 |
| 旧ルール | 特高 | 太陽光 | 78 | 計 | 952 | 768 | 111 | | | | | 195 | | 65 | 248 | 504 | 1,831 | 1,012 | 2,843 | | | | | | | | | | **52** | **24** | **1** | | **1** | | |
| | | | | 内訳 本来 | 644 | 538 | 85 | | | | | 181 | | 64 | 204 | 368 | 1,267 | 817 | 2,084 | | | | | | | **22** | **56** | | | | | | | | |
| | | | | 内訳 (代理) | 308 | 230 | 26 | | | | | 14 | | 1 | 44 | 136 | 564 | 195 | 759 | | **31** | **45** | | **1** | **1** | | | | | | | | | | |
| | | 風力 | 5 | 計 | 35 | 38 | 1 | | | | | 7 | | 4 | 20 | 31 | 74 | 62 | 136 | | | | | | | **2** | **2** | **1** | | | | | | | |
| | 高圧 | 太陽光 | 1,697 | 計 | 19,959 | 16,912 | 2,401 | | | | | 4,185 | | 1,583 | 9,625 | 10,892 | 39,272 | 26,285 | 65,557 | | | | | | | | | | | | **626** | **1071** | | | |
| | | | | 内訳 本来 | 14,080 | 11,803 | 1,748 | | | | | 2,730 | | 992 | 5,586 | 8,427 | 27,631 | 17,735 | 45,366 | | | | | | | **453** | **1,244** | | | | | | | | |
| | | | | 内訳 (代理) | 5,879 | 5,109 | 653 | | | | | 1,455 | | 591 | 4,039 | 2,465 | 11,641 | 8,550 | 20,191 | | | | **173** | **1524** | | | | | | | | | | | |
| | | 風力 | 4 | 計 | 28 | 32 | | | | | | 8 | | 4 | 12 | 20 | 60 | 44 | 104 | | | | | | | **4** | | | | | | | | | |
| | 低圧 | 太陽光 | 3,446 | 計 | 39,838 | 34,128 | 4,843 | | | | | 8,495 | | 3,219 | 19,469 | 23,130 | 78,809 | 54,313 | 133,122 | | | | | | | | | | | | **1272** | **2174** | | | |
| | | | | 内訳 本来 | 28,102 | 23,818 | 3,527 | | | | | 5,541 | | 2,016 | 11,164 | 17,912 | 55,447 | 36,633 | 92,080 | | | | | | | **962** | **2,484** | | | | | | | | |
| | | | | 内訳 (代理) | 11,736 | 10,310 | 1,316 | | | | | 2,954 | | 1,203 | 8,305 | 5,218 | 23,362 | 17,680 | 41,042 | | | | **310** | **3136** | | | | | | | | | | | |
| | | 風力 | — | 計 |
| 新ルール（風力のみ） | 特高 | 風力 | 5 | 計 | 35 | 40 | | | | | | 10 | | 5 | 15 | 25 | 75 | 55 | 130 | | | | | | | **5** | | | | | | | | | |
| | 高圧 | | 9 | 計 | 63 | 72 | | | | | | 18 | | 9 | 27 | 45 | 135 | 99 | 234 | | | | | | | **9** | | | | | | | | | |
| | 低圧 | | 2 | 計 | 14 | 16 | | | | | | 4 | | 2 | 6 | 10 | 30 | 22 | 52 | | | | | | | **2** | | | | | | | | | |
| 無制限無補償ルール | 特高 | 太陽光 | <1> | 計 | <11.4> | <9.5> | <3.4> | <0.8> | | <0.7> | <2.4> | <9.5> | <1.9> | <3.7> | <5.3> | <14.9> | <25.9> | <37.7> | <63.5> | | | | | | | | | | | | | | | | **63.5日** |
| | | | | 内訳 本来 | <8.2> | <7.0> | <3.1> | <0.8> | | <0.7> | <2.4> | <9.3> | <1.9> | <3.6> | <4.6> | <13.3> | <19.8> | <35.1> | <54.9> | | | | | | | | | | | | | | | **54.9日** | |
| | | | | 内訳 (代理) | <3.2> | <2.5> | <0.4> | | | | | <0.2> | | <0.1> | <0.7> | <1.6> | <6.0> | <2.5> | <8.6> | **8.6日** | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 61 |
| | | 風力 | <1> | 計 | <7.0> | <8.0> | | | | | <1.0> | <9.0> | <3.0> | <6.0> | <3.0> | <17.0> | <15.0> | <39.0> | <54.0> | | | | | | | | | | | | | | | **54.0日** | |
| | | | 1 |
| | 高圧 | 太陽光 | <1> | 計 | <11.4> | <9.5> | <3.4> | <0.8> | | <0.7> | <2.4> | <9.5> | <1.9> | <3.7> | <5.3> | <14.9> | <25.9> | <37.7> | <63.5> | | | | | | | | | | | | | | | | **63.5日** |
| | | | | 内訳 本来 | <8.2> | <7.0> | <3.1> | <0.8> | | <0.7> | <2.4> | <9.3> | <1.9> | <3.6> | <4.6> | <13.3> | <19.8> | <35.1> | <54.9> | | | | | | | | | | | | | | | **54.9日** | |
| | | | | 内訳 (代理) | <3.2> | <2.5> | <0.4> | | | | | <0.2> | | <0.1> | <0.7> | <1.6> | <6.0> | <2.5> | <8.6> | **8.6日** | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 1590 |
| | | 風力 | <1> | | <7.0> | <8.0> | | | | | <1.0> | <9.0> | <3.0> | <6.0> | <3.0> | <17.0> | <15.0> | <39.0> | <54.0> | | | | | | | | | | | | | | | **54.0日** | |
| | | | 1 |
| | 低圧 | 太陽光 | <1> | 計 | <11.4> | <9.5> | <3.4> | <0.8> | | <0.7> | <2.4> | <9.5> | <1.9> | <3.7> | <5.3> | <14.9> | <25.9> | <37.7> | <63.5> | | | | | | | | | | | | | | | | **63.5日** |
| | | | | 内訳 本来 | <8.2> | <7.0> | <3.1> | <0.8> | | <0.7> | <2.4> | <9.3> | <1.9> | <3.6> | <4.6> | <13.3> | <19.8> | <35.1> | <54.9> | | | | | | | | | | | | | | | **54.9日** | |
| | | | | 内訳 (代理) | <3.2> | <2.5> | <0.4> | | | | | <0.2> | | <0.1> | <0.7> | <1.6> | <6.0> | <2.5> | <8.6> | **8.6日** | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 403百件 |
| | | 風力 | <1> | | <7.0> | <8.0> | | | | | <1.0> | <9.0> | <3.0> | <6.0> | <3.0> | <17.0> | <15.0> | <39.0> | <54.0> | | | | | | | | | | | | | | | **54.0日** | |
| | | | 15 |

（参考1）2025年度の抑制実績

・2025年度の抑制実績は以下のとおり。

（オフライン）

2025年度　　オフ ライン

適用ルール	電圧区分	種別	全制御対象発電所数※<ｸﾞﾙｰﾌﾟ数>			抑制発電所数の実績<抑制グループ数の実績>														抑制日数別の合計 発電所数<グループ数>								
						4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	上期	下期	年度	8日	9日	10日	11日	12日	18日	26日	27日
旧ルール	特高	太陽光	12	計		100	83	13					29		10	30	57	196	126	322							**2**	**10**
				内訳	本来																							
					[代理]	100	83	13					29		10	30	57	196	126	322							**2**	**10**
		風力	12	計		83	93						22		11	35	55	176	123	299				**1**			**9**	**2**
	高圧	太陽光	1,879	計		16,167	14,054	593					3,046		1,134	6,612	8,654	30,814	19,446	50,260							**473**	**1,406**
				内訳	本来																							
					[代理]	16,167	14,054	593					3,046		1,134	6,612	8,654	30,814	19,446	50,260							**473**	**1,406**
		風力	13	計		91	104						26		13	39	65	195	143	338							**13**	
	低圧	太陽光	59,563	計		515,613	429,834	23,683					94,098		35,790	226,883	264,432	969,130	621,203	1,590,333							**17,868**	**41,695**
				内訳	本来																							
					[代理]	515,613	429,834	23,683					94,098		35,790	226,883	264,432	969,130	621,203	1,590,333							**17,868**	**41,695**
		風力	—	計																								
新ルール（風力のみ）	特高	風力	—	計																								
	高圧	風力	—	計																								
	低圧	風力	4	計		28	32						8		4	12	20	60	44	104							**4**	
無制限無補償ルール	特高	太陽光	—	計																								
				内訳	本来																							
					[代理]																							
		風力	—	計																								
	高圧	太陽光	—	計																								
				内訳	本来																							
					[代理]																							
		風力	—	計																								
	低圧	太陽光	—	計																								
				内訳	本来																							
					[代理]																							
		風力	—	計																								

１．出力制御の機会の公平性の考え方について

（１）基本となる出力制御の機会の公平性の考え方

出力制御の上限について、**年間30日（日数制御）、年間360時間又は年間720時間（部分制御換算時間）、無制限・無補償ルールが規定されている**が、**同一のルールで接続する再エネ発電事業者は、均等に出力制御を行うようにする必要がある**。そのため、出力制御を行うにあたっては、**同一ルール内の公平性確保の観点から、必要に応じて各ルールの事業者毎にグループ分けを行った上で、年度単位で出力制御の機会が均等となるように順番に出力制御を実施**する。
なお、**年度単位で出力制御の機会を均等とするためには、**例えば、年度が更新される毎に、グループＡを最初に出力制御した場合には長期的観点から見れば、グループＡに出力制御の機会が集中するため、**長期的な視点からも出力制御の機会が均等となるように配慮する**必要がある。**（中略）**

○「公平性」の定義について

本指針で用いる**「公平性」とは、出力制御量という結果ではなく、出力制御の機会とする**こととする。
例えば、下記表だと、年間を通じた出力制御日数がＡ、Ｂは20日、Ｃは21日となっているが、手続上の公平性が確保されている場合には、公平性に反しない。
また、日射量等によって出力制御量は日（時間）によって異なるが、手続上の公平性が確保されている限りにおいて、公平性に反することとはならないものとする。

＜年間を通した出力制御日数の実施結果（イメージ）＞

	出力制御日数（例）	出力制御量（例）
グループＡ	年間20日	10万ｋＷｈ
グループＢ	年間20日	12万ｋＷｈ
グループＣ	年間21日	15万ｋＷｈ

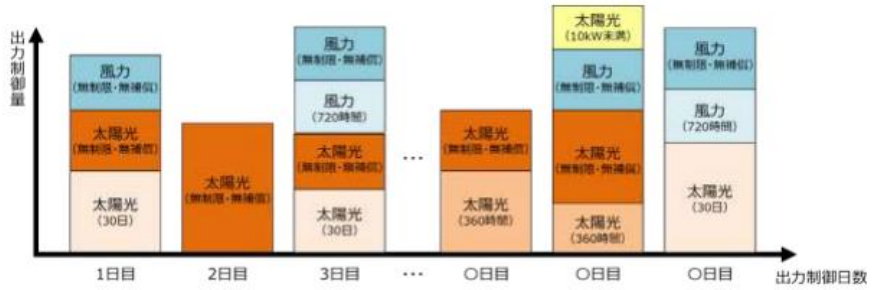
（２）各出力制御ルールの下で接続する再エネ発電事業者間の公平性等の考え方

各ルールの下で接続する再エネ発電事業者間の公平性は下記を基本とする。

① 日数制御が適用される再エネ発電事業者、時間制御が適用される再エネ発電事業者及び無制限・無補償(FIT)の出力制御が適用される再エネ発電事業者間の公平性の観点から**全体の出力制御量がそれぞれの出力制御の上限**（年間 30日（日数制御）、360 時間又は 720時間（部分制御換算時間））**に達すると見込まれるまでの間は、再エネ特措法施行規則第１４条第３項の規定に基づき、一般送配電事業者は、予め定められた手続に沿って、全ての再エネ発電事業者に対して公平に出力制御を行うこと**を原則とする。**（中略）**

② 無制限・無補償(FIT)の出力制御が適用される再エネ発電事業者の出力制御日数及び時間が年間 30 日等の上限を超えると見込まれる場合には、公平性の観点から、日数制御及び時間制御が適用される再エネ発電事業者に可能な限り上限まで出力制御を行うこととする。

<出力制御の実施例（年間 30 日等の上限を超えて出力制御を行う場合）>



○10kW未満（主に住宅用）太陽光発電の取り扱いについて

太陽光発電の出力制御については、まず10ｋW以上の制御を行った上で、それでもなお必要な場合において、10ｋW未満の案件に対して出力制御を行うものとする。

③ 無制限・無補償（FIP・非FIT・非FIP）の出力制御が適用される再エネ発電事業者に対して出力制御を行う場合は、日数制御及び時間制御が適用される再エネ発電事業者を含め、FIT 電源から出力制御を行うこととする。
（本項目は2026 年度又は2027 年度に運用を開始する。）

（４）経済的出力制御（オンライン代理制御）について

① 通常の代理制御

オンライン代理制御を実施した場合の出力制御の機会の公平性について、基本的な考え方に変わりはないが、**オンライン制御事業者が出力制御を実施した回数には本来行うべきであった出力制御とオフライン（代理）制御事業者 に代わって行った代理制御が混在することから、均等とすべき出力制御の機会の対象となる制御回数の範囲について留意が必要である。**

また、**オフライン（代理）制御事業者及び電制装置設置事業者についても、実制御は実施していないが、**金銭的精算をもって、**オフライン（代理）制御事業者及び電制装置設置事業者が本来行うべき出力制御を行ったものとみなすことから、均等とすべき出力制御の機会の対象と なるのは、出力制御を行ったものとみなした制御回数であることに留意が必要である。**

なお、**出力制御の上限である年間 30 日（日数制御）、年間 360 時間のカウントにおいて、オンライン制御事業者については、オフライン（代理）制御事業者の代わりに、出力制御する場合は含まない。**また、**オフライン（代理）事業者及び電制装置設置事業者については、本来出力制御を受けるべき時間帯としてあらかじめ一般送配電事業者から示された時間帯において、オンライン事業者により出力制御する場合を含むこととなる。**

それぞれの詳細については、以下に示すとおりである。

A：オフライン（手動）制御事業者間

⇒従来のオフライン制御事業者と考え方に相違はない。

B：オフライン（代理）制御事業者間

⇒各事業者間の代理制御回数に基づき、出力制御の機会が均等となるように代理制御を実施する。

C：**オンライン制御事業者間**

⇒代理制御分のみなし精算は一律で行われるため、**出力制御回数（本来制御＋代理制御）が均等になる場合において、本来制御・代理制御もともに均等になると考えられる。このため、出力制御回数に基づき、出力制御の機会が均等となるように代理制御を実施する。**

D：**オフライン（手動）制御事業者とオフライン（代理）制御事業者間**

⇒**オフライン（手動）制御事業者の制御回数とオフライン（代理）制御事業者の代理制御回数について、出力制御の機会が均等となるように出力制御を実施する。ただし、両者の出力制御機会に差が生じても、手続上の公平性が担保されている場合には、公平性に反することとはならないものとする。**

※電制装置設置事業者に関する内容は、令和8年4月の指針改定にて追加されたものであり、それ以降の運用において適用されるものである。
今回の検証対象は令和7年度実施分となることから、当該内容は考慮しないものとする。

E：**オンライン制御事業者とオフライン（手動/代理）制御事業者間**

⇒**オンライン制御事業者の出力制御回数のうち代理制御を除いて本来行うべきであった制御回数とオフライン（手動/代理）制御事業者の（手動/代理）制御回数について、出力制御の機会が均等となるように出力制御を実施する。**この際、**オンライン制御事業者間では、出力制御回数（本来制御＋代理制御）によって出力制御の機会が均等となるようにしているが、オフライン制御事業者との出力制御機会の均等については、本来行うべきであった制御回数による点に留意が必要である。また、両者の出力制御機会に差が生じても、手続上の公平性が担保されている場合には、公平性に反することとはならないものとする。**

②ハイブリッド運用時の代理制御

出力制御の機会の公平性の考え方については、基本的には上記通常の代理制御の場合の考え方と同様である。

オフライン（ハイブリッド）制御事業者及び電制装置設置事業者に係る公平性の考え方については、以下に示すとおりである。

A：オフライン（ハイブリッド）制御事業者間

⇒**各事業者間の代理制御と実制御の合計回数に基づき、出力制御の機会が均等となるように代理制御を実施する。なお、代理制御と実制御を同日実施する場合もあるが、合計回数に基づき、機会が均等となるように出力制御を実施するため、公平性に反しないものとする。**

A′:電制装置設置事業者間

⇒**各事業者間の代理制御と実制御の合計回数に基づき、出力制御の機会が均等となるように代理制御を実施する。（A とA´事業者間も同様）なお、代理制御と実制御を同日実施する場合もあるが、合計回数に基づき、機会が均等となるように出力制御を実施するため、公平性に反しないものとする。**

D：オフライン（ハイブリッド）制御事業者及び電制装置設置事業者とオフライン（代理）制御事業者間

⇒**オフライン（ハイブリッド）制御事業者及び電制装置設置事業者の代理制御と実制御の合計回数とオフライン（代理）制御事業者の代理制御回数について、出力制御の機会が均等となるように出力制御を実施する。ただし、両者の出力制御機会に差が生じても、手続上の公平性が担保されている場合には、公平性に反することとはならないものとする。**

E：オンライン制御事業者とオフライン（ハイブリッド）制御事業者及び電制装置設置事業者間

⇒**オンライン制御事業者の実制御回数のうち代理制御を除いて本来行うべきであった制御回数とオフライン（ハイブリッド）制御事業者及び電制装置設置事業者の代理制御と実制御の合計回数について、出力制御の機会が均等となるように出力制御を実施する。この際、オンライン制御事業者間では、出力制御回数（本来制御＋代理制御）によって出力制御の機会が均等となるようにしているが、オフライン制御事業者との出力制御の機会の均等については、本来行うべきであった制御回数による点に留意が必要である。また、両者の出力制御機会に差が生じても、手続上の公平性が担保されている場合には、公平性に反することとはならないものとする。**

※電制装置設置事業者に関する内容は、令和8年4月の指針改定にて追加されたものであり、それ以降の運用において適用されるものである。
今回の検証対象は令和7年度実施分となることから、当該内容は考慮しないものとする。

■業務規程

（出力抑制時の検証）

第１８０条 本機関は、一般送配電事業者たる会員が送配電等業務指針に定めるところにより、下げ調整力が不足する場合の措置として自然変動電源の出力抑制を行った場合には、当該出力抑制に関する資料の提出を受け、当該資料に基づき、一般送配電事業者たる会員の出力抑制が法令及び送配電等業務指針に照らして、適切であったか否かを確認及び検証し、その結果を公表する。

２本機関は、一般送配電事業者及び配電事業者たる会員が送配電等業務指針に定めるところにより、連系線以外の流通設備に平常時において混雑が発生する場合の措置として自然変動電源の出力抑制を行った場合には、当該出力抑制に関する資料の提出を受け、当該資料に基づき、一般送配電事業者及び配電事業者たる会員の出力抑制が送配電等業務指針に照らして、適切であったか否かを確認及び検証し、その結果を公表する。

■送配電等業務指針

（自然変動電源の出力抑制を行った場合の検証）

第１８３条 **一般送配電事業者及び配電事業者は、第１７４条第１項第５号に定める自然変動電源の出力抑制を行った場合、**本機関に対し、第１号から第３号までに掲げる事項は速やかに、**第４号に掲げる事項は翌年度４月末日までに説明を行うとともに、その裏付けとなる資料を提出しなければならない。**

一～三 （略）

四 第１７４条第１項第５号に定める措置を実施するために、予め定められた手続きに沿って年間を通じて行った出力抑制の具体的内容